

正 誤

令和六年六月二十八日（号外第百五十五号）公
布外務省令第十三号（外務省組織規則の一部を改
正する省令）

（原稿誤り）

六七ページ改正前欄中一行目から四行目は次の
とおりの誤り。

（企画官）

第十二条の二 国連企画調整課に、企画官一人を

置く。
企画官は、命を受けて、国連企画調整課の所
掌事務のうち重要事項についての企画及び立案
に参画する。

ページ 段 行 ————— 誤 ————— 正

令和六年八月十五日公布外務省令第十五号（外
務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用す
る方法による国の歳入等の納付に関する法律施行
規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二三一四令和六年外務省令第三号和五年外務省
令第二号

二〇附則第一条
附則第一項

令和六年八月六日正誤欄中

（原稿誤り）

三二ページ三段終りから九行目は次のとおりの
誤り。
〔削る〕

